



Title	中国遊牧経営の展開過程に関する研究(2)
Author(s)	甫尔, 加甫; 黒河, 功
Citation	北海道大学農經論叢, 51, 25-35
Issue Date	1995-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/11112
Type	bulletin (article)
File Information	51_p25-35.pdf



[Instructions for use](#)

中国遊牧経営の展開過程に関する研究 (2)

— 合作社段階におけるアウル組織の変容 —

甫 尔 加 甫・黒 河 功

A Study on the Development of the Chinese Nomadic Herding System and the Significance of the *Aule* System (2)

PURUJIAP · Isao KUROKAWA

Summary

The purpose of this paper is to analyze the development of labor structure in nomadic herding in Xinjiang Altai, China, focusing on the *Aule* system of Kazakhstan Nomads. Results show that the *Aule* system is indispensable not only to preserve the nomadic style cultivation but also for other government policies, such as group farming and the settlement of nomads to be successful.

1. はじめに

遊牧地帯においてアウル組織(註1)は遊牧生産を継続させるための必要不可欠の前提条件である(註2)。これは遊牧生産にとって本質的でありまた不可避でもある社会的移動(註3)における生産と生活上の相互扶助の必要性、およびアウルを下部生産単位とした氏族や部族の領土維持という、遊牧生産がもつ独自の生産関係に基づくものである。一般にアウルは1戸ないし2戸の裕福な遊牧農家を中心として、数戸ないし十数戸の遊牧農家から形成され、構成員は相互依存関係によって結ばれている。通常、裕福な遊牧民は多くの家畜、繁殖家畜はもちろん役畜と種畜、放牧地、採草地、耕地、および主要な農機具を所有し、その他の構成員は少頭数の家畜と技能的労働のみを有する。技能的労働者にとっては生産手段が必要であり、裕福な遊牧民には技能的労働が必要であることから、アウルの内部ではそれらの機能の交換によって遊牧生産と農業生産の双方が可能となる。このような生産関係の上に生まれたアウルの労働組織化構造あるいは畜牧生産技術構造のもとで、数千年間にわたって遊牧業が営まれてきたが、

中国解放後、基本政策として急テンポで進められてきた全土にわたる集団組織化の波は遊牧業地帯にまで及び、その集団組織化が強化されるたびにアウル組織もその内実を変容させてきた。

拙稿「中国遊牧経営の展開過程に関する研究(1)」では、アウル組織の概要、互助組→合作社→高級合作社→人民公社という政策的展開の流れ、およびとくに合作社化の手前までのアウル組織の変貌について、新疆北部アルタイ地域コクトハイ県トロゴン郷を対象として実証的に明らかにした。本稿においても、その後の組織化段階すなわち政策強化された合作社段階におけるアウル組織の変容について、同じくコクトハイ県を対象として実証的に明らかにしたい。このような社会主義下における農業集団化強化段階における生産関係の変貌過程は、労働組織化あるいは労働力交換における労働の価値評価をめぐる統合と対立の具体的な実例を典型的に示すものであるといえよう。

2. アウルの「合作社」組織化への誘導

1) 組織化の論理とその原則

中国における農業生産の組織化に関する論理(1943年11月に発表された毛沢東の論文「組織せ

よ)は、生産力の発展によって生産関係を変革させるのではなく、生産関係の変革によって生産力を高める、というものであった。とくに50年代においては、社会主義建設を強力に成就させる必要性から、その変革論理は集団化の実践による生産関係の変革によって強力に推進された。いずれにせよ社会主義社会の建設にはなによりも財源確保が不可欠であるが、上述の論理に従えば、全社会主義社会を集団化によって組織し、それを基礎とした上で生産力を高めていかなければならないということになる。遊牧生産も同様の論理によって、集団的に組織化されていかなければならなかったのである。

新生中国における農地改革は49年に実施され(「土地改革法」)、それによって自作農が生まれ出され、農地などの生産手段はそれまでの地主制から私有制になった。その後間もなく前述の集団化政策が推進されて(51年12月「農業生産互助合作化に関する決議(草案)」)、52年から53年においては生産手段の私有制を基盤に「互助組」が成立した。しかし53年12月に「農業生産合作社の発展に関する決議」が実施されると、自主的に生産手段を公有制とする「初級合作社」が成立し、さらに54年9月には憲法が公布されて、耕地、山林、草原などすべての土地は、それまでの私有制から国有制に変革された。その上で、国土は政府による統一管理となり、食糧供給あるいは資材供給を始め、全ての流通過程は政府の支配下におかれるようになった。さらに55年10月には「農業合作化問題に関する決議」がなされ、全員参加を前提とする「高級合作社」制へと急テンポで集団化が推進された。

政府による組織化過程の一般的原则として、互助組組織化段階においては「自願互利」、「民主管理」、および「等価交換」という3原則が提唱された(註4)。自願互利は、遊牧民は自らの希望によって組織に参加し、互いに利益を分け合うという意味である。従来の互助組すなわちアウルはあくまでもアウルの生産関係や遊牧民各自の希望によって組織化されたものであるから、アウル・バスを中心としたアウル組織はまさにこれに匹敵するものである。民主管理は、生産計画、生産管理、思想指導の面で民主性を尊重し、計画も全員

で検討し、規律や制度も参加者全員によって決定するということである。アウルの場合は基本的にアウル・バスの決定に従うが、実際の生産の管理運営についてはやはり技能者と指導者との実質的な議論があり、これもアウルの組織原則に見合ったものといえる。

最後の等価交換であるが、これは互助組員が各自私有している生産手段を互助組全体で使用し、また共同労働によって組員各自の経営を維持することであり、各自の生産手段と労働力を相互交換して使用するものである。その場合、等価交換できないものについては、現物または現金で清算することになる。これについても、アウルにおいて昔から慣習として形成されてきた交換方法とほぼ同様のものである。このように、政府による集団組織化の3原則は、遊牧業に関してはアウル組織を崩さずに組織化を推進するという意図を反映するものといえよう。これはアウル・バスの指導管理権力を残したままアウルを互助組として再編成しているものであり、アウルの経営体としての機能をそのまま維持することが図られていると理解される(註5)。

このような集団組織化原則は遊牧業において従来から実践されてきたものであるために、第1には経営の大規模化の実現、第2に労働共同化ならびに労働力の合理的配分・利用の実現、および労働力がもつ技術的特質に応じた分業による集団の力の発揮、第3に高能率の農機具の購入の実現と、それらによる生産力向上の達成が遊牧業地帯において最も推進しうるものとして、政府によって大いに期待された。これは互助組の初期段階において著しい効果を示した(註6)。しかし実際の実践過程においては多岐にわたって問題点も発生し、結果的には、さらなる組織化強化によって問題解決を先延ばししてきたといえるであろう。

そのような問題点の基本的背景についてふれておくと、新生中国誕生直後は草原や耕地の利用権は従来どおりアウル単位の利用形態によって設定されていたが、土地改革直後には、土地は共同利用となり、家畜は遊牧民に平等に割り与えられた(しかしそのような生産手段の農民間売買は禁止)。しかし、家畜が個々の遊牧民に与えられても、家畜規模の零細性と役畜および農具の絶対的不足

状況では、崩壊し続けてきた生産基盤の回復はもちろん、個々に独立して生産および生活を営むことは望むらくもない状況であった（註7）。このように人為的に与えられた社会構造変革と生産関係のもとで、自主的に問題を解決するために遊牧民が真っ先に採用した方法が、古くから受け継いできた相互扶助の慣習による従来の組織方法すなわちアウル組織であった。彼らはこのような組織方法によって自助しようとしたのであるが、急テンポで推進された互助組化→合作社化→人民公社化という政策による集団化の強化によって、それら自主的組織もその内容を逐次変容させ、その度にまったく新しい生産関係を生じさせてきた。

例えば、生業としての遊牧段階においては、アウル・バスを中心としたアウルによる生産関係の下ではあるが、個々に生活・生産が営まれていた。当時の貨幣経済は未熟であったが、家畜や労働などの交換によって生活・生産が成り立っており、それなりの私経済的成長が芽生えつつあった。そこでは家畜は生きた貨幣であり、一群れの家畜はまるで銀行における原資のような役割を果たしてきたのである。新生中国成立以降においても、絶対的財源不足によって自給自足的な未成熟な貨幣経済下にあったので、このような遊牧民個々の交換経済が支配的であった。

しかし、未成熟な貨幣経済下にあっても、このような交換経済によって個々に生活・生産活動を営んできた遊牧民であるが、生産集団化と同時に、生産資材および資本（家畜）の個々の取引・交換・売買が禁止された。したがって、貧困状況にあった大半の遊牧民はもとより中・上層農に当たる遊牧民層においても、集団的組織化が強化されるにともなって生産要素を買い入れて経営構造を改善する方途がなくなり、交換可能なものは自身の労働のみとなって、自立した遊牧経営に成長する可能性はほとんど失われたとみることができる。このように、集団的組織化強化による私経済的経営展開の可能性の喪失を、生産力発現における万障発生の基本的背景とみることができる。

2) 組織化過程における問題点

このように50年代始めにおいて、政府の方針である組織化論理によって遊牧民は改めて互助組と

して組織化されるに至ったが、その再編過程が前述の3原則によってなされ、その原則の唱える機能が従前よりアウル組織が内蔵するものと同一のものであるならば、再編された互助組によってより高い生産力を発現するはずであった。以下、調査地区を対象として具体的に検討を加える。

1954年、ココトハイ県トロゴン郷における旧来のアウル22は、22の互助組として従前どおりのアウル組織をそのまま生かす形で改組された（表1）。表1によれば、トロゴン郷22の互助組（旧アウル；以後アウルと呼ぶ）のうち、5つのアウルが無畜で耕種部門の専業であるが、17アウルが遊牧業部門をもっており、遊牧中心の郷といえる。56年より中国全土にわたって草原遊牧民等の定住化が進められているが、トロゴン郷では無畜互助組を中心に一定の定住家屋の建築が既に進展していた。役畜は、耕種・遊牧にかかわらずアウル構成戸数に比例して保有されており、交通手段として不可欠なものであることが示されている。農具についても同様に、耕種・遊牧にかかわらずそれぞれ僅かな保有状況であり、労働力数が唯一重要な生産手段であったことが窺える。

1戸当たり耕地面積についても、耕種・遊牧にかかわらずきわめて零細規模である。遊牧中心のアウルにおける作付方式は粗放的で、またこの地域は年間雨量の変動が大きく生産力水準も低いものとなっている。政府は、1人当たり食糧消費が年間170kg以下の場合を貧困と定義したが（北方地域、85年）、得られた小麦について小麦粉換算すれば戸当たりでさえ170kgに満たず、1人当たりではきわめて低い数値となると推測され、おそらく新疆農村調査によって確認した中等遊牧民1人当たり年間小麦粉消費量125キロをはるかに下回るといえる（註8）。したがって当時、遊牧民は不足する大部分を市場から購入することによって調達していたとみられる。以上がアウル組織から互助組へと改組された時点の状況である。

さて、両組織は組織構成からいえばほぼ同じであるといえるが、改組過程において各々いかなる問題をはらんでいったかを、上述の3原則に照らして検討する。第1の「自願互利」は、自由意思によって互助組に参加できることである。従来のアウルは所属部族、血縁関係による大枠の縛りは

あるものの、基本的にアウルに参加することは自由であった。しかし参加希望者がどのような技能をもっており、このアウルにとってどのように役に立つかについて合議がなされ構成員の合意をえることが最小限の必要事項であった。これは、アウルを中心とする生活や生産機能と経営管理機能を高めることが唯一の判断基準であったからである。しかし、互助組への改組に当たっては、耕種専従者あるいは多種業者を含めた地域住民全員を組織することが前提となっていたので、従前の遊牧業におけるアウル組織はそのまま生かす形ではあっても、地域に分散している個人営業者や、場合によっては他部族のアウルからの遊牧民を適当

な既存のアウルに組み入れなければならなかった。その結果、既存の22のアウル組織を基盤としながらも、異分子を含む22の互助組に改組されたのである。

ここでは、組み込む側のアウル機能重視という意味と、組み込まれる側の参加の意思において、双方に自由度があったとは必ずしも云えない。例えば、表1における5番互助組は旧来のアウルに他部族の小規模アウルが加わったものであり、3番互助組は、2戸の炭坑自営業者が新規参入したものである。このような異分子が加わっている状態は他のすべてのアウルにおいても、多少の差はあるが、みることができる。もちろん双方とも喜

表1 22の互助組の概況

(単位：戸、人、個、頭、台、ヘクタール、キロ)

アウル番号	アウルの名前	アウルの戸数(内：遊牧者数)	アウルの労働力数(内遊牧労働力数)	建てられた家屋(個)	役畜(頭)	農具(台)(犁)	耕地面積	一戸当耕地	10アール当収量	一戸当小麦粉計算量
1	サイテイ	7(3)	13(6)	0	9	2	0.9	0.13	120	148.2
2	トマライ	14(0)	12(0)	6	11	1	0.9	0.05	148.3	70.4
3	アケシ	8(4)	11(7)	0	9	1	1.18	0.15	101.7	144.9
4	チョカイ	9(4)	16(6)	9	11	2	1.44	0.16	101.7	154.5
5	サイリ	14(3)	12(6)	14	14	2	1.28	0.09	88.7	75.8
6	ハイサ	9(7)	17(7)	0	15	2	0.95	0.11	178.1	186.1
7	チャリブ	11(1)	10(2)	8	9	2	0.12	0.01	157	14.9
8	バイハスン	13(3)	19(6)	6	14	4	1.47	0.11	67.3	70.3
9	クマルハン	14(4)	16(8)	3	11	2	1.68	0.12	126.8	144.6
10	ムカイ	6(6)	8(8)	0	6	0	0.61	0.10	62.9	59.8
11	マイデン	9(3)	16(6)	5	12	2	1.15	0.13	126.8	156.6
12	ヌライヤ	9(4)	15(7)	4	8	1	1.28	0.14	117.2	155.9
13	ジョルバラス	9(1)	14(3)	7	10	2	0.8	0.10	127.2	120.8
14	マホステイ	15(0)	19(0)	12	20	1	0.47	0.03	127.7	36.4
15	アデブバイ	9(0)	17(0)	8	9	0	1.13	0.13	—	—
16	アホバイ	11(0)	14(0)	10	10	3	1.56	0.14	—	—
17	アブルハズ	9(1)	17(0)	9	16	3	0.99	0.11	—	—
18	クムルタイ	8(2)	8(1)	6	12	1	0.83	0.10	106.3	101
19	カピドラ	11(3)	10(4)	9	15	2	1.41	0.13	67.8	83.7
20	カビー	15(3)	15(7)	11	16	2	1.1	0.07	67.3	44.8
21	ココイ	10(1)	16(4)	8	12	1	0.83	0.08	60	45.6
22	マンハ	11(2)	11(2)	9	9	2	0.91	0.08	92.6	70.4

(資料) 資料は新疆計画委員会編「新疆農村経済調査報告」(1956年)をもとに、合作社時代の牧区工作隊員(1993年7月)よりの聞き取り確認によって作成した。

註1) 戸数欄と労働力欄の()内数字は戸数と労働力に含まれている遊牧者とその労働力数である。

註2) 小麦以外に大麦と燕麦という作物構成があったが、その規模はあまりにも零細であるから本表において省略した。

註3) 当時は土地を面積で計算するのではなく、種の量で計算する。その計算方法は110キロの種は1ヘクタールの面積に撒けるという計算であった。しかし、工作隊員の実測では0.8ヘクタールしかないということで、本表にもこの数値を採用した。

註4) アウルの耕地面積 = [(構成員が出し合った小麦種合計 / 110キロ) × 0.8] ヘクタールである。

註5) 建てられた家屋は定住のために、互助組員が交替で建設している土屋である。

んで受入・参加する場合はきわめて少ない。政府からの土地および生産資材の供給、政府への農畜産物販売委託をするために仕方がなかったと当時の工作隊員が述べている。したがって互助組内部に構成員間の対立が存在するようになった。

第2の「民主管理」は、従来のアウル・バスを長としながらも、労働力配分、作業実施方法について全構成員が実践的に討議して行われてきた。例えば、誰がどの季節にどの作業を行うか、作業の量や報酬はどうするか、アウルの利益を侵したものをどう罰するかということである。また当該アウルに所属するものを、経済的あるいは社会的原因によって他のアウルに移す必要があれば、アウル間の合意を形成して適当なアウルに転出させるという遊牧社会独特の方法も全構成員の討議によってなされた（註9）。さらにアウルを超える問題発生時には、地域のアウル・バスと部族の代表者との協議によって解決を図ってきた。いずれにせよ、遊牧生産の維持を目的とするアウルの機能発揮という一点において、統率・集約が可能であった。

一方、互助組における民主管理についても、互助組の全員が民主的に生産計画・管理とそのため労働力配分について討議・実践を行うことであろう。しかし実際の互助組の管理運営においては、遊牧部門と耕種部門間における労働力配分、共同出資や資金配分による農機具購入における機種選択などの諸局面について、ほとんどの互助組において旧アウル構成員と新規参加者間において対立が生じてきた。とくに、小規模互助組では組織内で解決できないことが多く、大規模互助組では問題発生の頻度が高いという特徴を示し、いずれにしても郷政府や関係機関の介入を余儀なくされた。

第3の「等価交換」について、互助組の内部における交換は具体的には主として労働交換および労働と畜力、農具との交換、あるいは賃雇用である。それ以外には畜力と畜力、農具と農具のような生産手段どうしの交換もみられた。労働力と生産手段とを等価において交換使用するに当たって相殺できない部分については、現物または現金で清算することになっている。従来のアウルにおいてもこのような交換があったが、それはアウル内部に限らずアウルを超えて行われることが多かつ

た。例えばアウル間で労働力や生産手段の貸し借りや雇用が行われていたし、そこでは労賃やリース代は羊そのものを介して支払われていた。つまり、交換における範囲、頻度、媒介に関する自由度が高かったといえる。

これに対して、互助組においては、このような等価交換をはじめとする3原則は互助組組織の内部に限って行われた。また、全ての交換過程において労働力のみが交換価値をもっていた。つまりかつてのアウル組織におけるように、交換が労賃やリース代として羊を介して行われたのではなく、全ての交換を労働の価値評価によって行った。これは遊牧民の家畜の減耗を防ぎ、生産規模を維持向上させ生活を改善するという狙いがあったのであるが、現金のない遊牧民の大半は労働力以外に交換可能なものがなく、余裕のある遊牧民のもつ生産手段をなかなか使用することができなかった。さらに労働力といっても、その強弱、老幼、性別、技術の有無といった労働の質における格差があり、年老いた親や幼い子供をかかえる比較的若い遊牧民の多くにとって、交換による効率的な畜牧生産の展開は概ね困難であったといえよう。

例えば、表1の13番のジョルバス互助組の場合、アウル時代には1青年労働者が1年に500頭の羊を放牧して得られる報酬は羊6頭であったが、互助組においては12頭となり、従来よりも労働評価は高い水準となった。しかしその労働内容は遊牧と農耕がセットになったものであった。一般的に遊牧民は農耕部門の労働従事を嫌うことから評判はよくなく、また農耕部門については共同作業が原則となるので、農作業時期には家畜を近間で放牧しなければならず、家畜が農耕地を荒らしてしまうという事態も生じてきた。

このように、アウル組織から互助組組織への移行の過程では、①機械的に組織された互助組と従来のアウル組織の間に、3原則をめぐる対立関係、②とくに労働の価値評価をめぐる対立が起こってきた。そこで新疆政府は、新たな生産関係による組織再編を余儀なくされ、1955年に3つの畜牧生産「合作社」を実験的に設置した。すなわちウルムチ市のアホマイト互助組、南新疆ウチャ県の常年互助組、北新疆新源県のパホテイヌル互助組がそれであり、互助組組織を大胆に改編して集団化

をより強化するもの（統一管理・統一分配）である「合作社」組織再編へのモデルとしたのである（註10）。

3) 合作社化へ移行する具体的な基準

そのような背景の下で設置された3つのモデル合作社について、その生産関係を要約すれば以下の5点になる（註11）。

第1は家畜と生産手段の「入社」についてである。社員となった遊牧民の家畜を次の3種類に分けた。①日常的に使用する乗馬および食用家畜（乳牛・羊）は、必要最小限度保有することが許される（家畜の1割程度）、②生殖能力を有して利益をもたらす家畜または役畜は、国有の家畜と同様に入社させて合作社の統一管理のもとにおかれる。③生殖能力のない家畜または役畜にならない家畜は、入社させないが、代牧家畜と呼ばれ、社の家畜群れに編入され所有者は管理費を支払わなくてはならない。家畜は全て個人所有に帰するものではあるが、その利用管理権は合作社が有する。それから他の生産手段についても全て入社させることを原則とし、利用代は社の収入から支払う。

第2は投資についてである。遊牧民が入社した家畜の頭数の1%、例えば100頭入社させたとなれば、そのうちの1頭分が社に対する投資規模とみなされた。家畜のないものに対しては労働で賄うか適当な方法で処理することとした。このような投資が一定基準より超える場合があれば、それは金額に換算され銀行に預金したものととして利子が支払われる。

第3は収益分配についてである。年間総収入は社の統一経営による農業、畜牧業、副業から得られるものであって、それから全ての生産費（含リース料）、4%の公積基金、1%の公益基金を差し引き、残りの部分を労働および入社された家畜規模によって分配される（労働4対入社家畜規模6の割合である）。同時に、前述のように合作社が管理した家畜の管理費用を各社員の収入から差し引く。

第4は各生産部門の作業分離についてである。労働作業を農業部門、畜牧業部門、および副業部門としてそれぞれ独立再編し、その上で統一管理部門を、選挙または指名によって任命される正副

社長および各部門統括管理者の5人に担当させ、合作社全体を統括することとした。管理者として従来のアウル・パスが選ばれることは一般的に不可能であった。畜牧生産部門については、全ての家畜を年齢別、用途別に群編成し、群単位にそれぞれ労働者を配分して管理することにした。

第5は労賃の決定についてである。労働者1日の労働を基準として点数制を導入した。例えば、春期における羊の放牧労働は8点、馬の放牧は7点、牛の放牧は6点とした。夏期および秋期における羊の放牧労働は6点、馬は5点、牛は4点である。冬期についても羊7点、馬8点、牛5点と、季節的な営地条件の難易性、繁忙性による遊牧作業のあり方が考慮されている。これら点数配分は各部門の計画生産に示された基準作業量を完成してから与えられる点数である。

このように、互助組においては互助組長（従来のアウル・パス）の指導管理のもとで、不足する生産手段を労働によって交換し、その家畜や耕地からの生産物が個人の収入となっていたが、合作社では統一経営・統一分配という原則によって互助組組織の経営管理機能を引き上げてより強固な集団化を図り、集団的生産体制を確立していったと捉えることができる。従来のアウルが生活、生産、経営管理機能を包括的に内包していたとすれば、上述のような生産手段の「私有公用」という手続きは、従来のアウルに付着していた経営管理機能を取り上げたものと捉えることができる。そのように強化された集団組織の下にあって、従来のアウル機能がいかなる形で発揮されたかについて、次の章で確認することにした。

3. 「合作社」におけるアウルの展開

1) 社の部門編成とアウル機能の分散

ここでも同じく表1における互助組の合作社への転換過程をみることにする。22のアウルは上述の合作社化の原則とモデルを見本に、いくつかの互助組が合併して合作社を作っていくことになるが、そのなかの3番と11番の互助組が合併して1つの合作社を作った状況を取り上げる。

1956年の春から当該社はトルゴン郷畜牧生産合作社として設立される、その経営構造の動向を示したのが表2である。表2の各項目について若干

表2 畜牧業生産合作社設立当時の経営構造

項目	単位	1956年	1957年
戸数	(戸)	19	24
人口	(人)	103	130
社員数	(人)	24	30
労働力数	(人)	43	53
入社家畜数	(頭)	769	960
社員の代牧家畜数	(頭)	190	310
社外牧民の代牧家畜数(頭)		410	250
収穫機械台数	(台)		1
播種機械台数	(台)		1
採草機械台数	(台)	1	1
耕作機械台数	(台)	3	7
整地機械台数	(台)	1	7
馬車台数	(台)		2
社有種馬頭数	(頭)	1	1
社有種牛頭数	(頭)	1	1
畜舎数	(個)	1	4
乳油分離機械台数	(台)	1	6
耕地面積 (ヘクタール)		52.6	61.7
小麦播種面積(ヘクタール)		22.7	28.8
燕麦播種面積(ヘクタール)		4.8	6.3
大麦播種面積(ヘクタール)		16.7	15.5
10a当たり生産量 (キロ)		82.4(114.3)	68.2(114.3)

(資料) 表1と同じ。

註1) 10a当たりの生産量は小麦の生産量、括弧ない数値は互助組時代の両組の平均数値、表1の3と11の数値を参照。

註2) 57年の生産性数値は不正確かもと工作隊員が話している、しかし114.3にみたないことは確かである。

説明を加えると、社員は労働力数に含まれるが、社員大会に参加して民主的管理の一端を担うために審議に加わる（最低1家族から1人である）。畑作部門の各作物面積は増えているが、主要作物である小麦の10アール当たり生産量は減っており、互助組時代の平均生産量にも達していない。各種機械が56年よりも57年には増加しているが、これは社の名義において銀行から融資で買入れたものであり、互助組時代より銀行に対する信用力が増したことを示すものである。社外牧民の代牧家畜というのは、農耕地帯に住んでいる個人業者や商人の家畜である。全ての家畜は入社いかんにかかわらず年齢別に群として放牧されるが、その運営管理は社の統一的管理下におかれる。

家畜の年間増加頭数の5%が社の所有となる。それを除いた部分の分配方式は前述のように粗収入から費用と公的基金を除いて、残りを労働に4

割、入道家畜に6割というように分配される。労働の単価は、労働分の総収入を総労働点数で割って決められ、同様に家畜分の総収入を、すべての家畜を羊単位に換算した上で、羊1頭分の価格を決める。したがって、遊牧民の収入は自分自身の労働価額と入社させた家畜分配価額の合計となる。

1956年時点では全社の構成員を3つの部門に分けた。すなわち定住して農作業を専門とする農業部門に9戸を配分し（農業組）、遊牧して家畜放牧を専門とする畜牧業部門に7戸を配分し（畜牧業組）、その中間にあって副業を専門とする副業部門に3戸を配分（副業組）した。すなわちできるだけ労働力を農業と副業部門に集中させた。7戸の遊牧民はもとの2つの互助組の遊牧民である。家畜の放牧管理、移動などの行動を共にし、生活と生産における従来のアウルの協力関係を継承する形をとるが、より重要な問題についてはアウル内部で解決するのではなく、社の解決に依存することになる。そこではアウル・パスは存在せず、社の任命による組長の管理下におかれる。このような生産グループはアウルと呼ばれなくなり、行政的に畜牧業組と呼ばれるようになった。しかし遊牧民の間では依然としてアウルと呼び、その場合、単にアウルと呼ぶ時もあるれば、アウルの構成員が多ければそのアウルの名が呼称された。

上述の畜牧業部門の7戸はさらに第1と第2小組に分かれて、家畜を種類と年齢と用途によって群編成した。その群編成と労働の配置を示したのが表3である。表3に示されているように、綿羊と山羊を雄雌ごとに分け各々1戸ごとに担当させている。労働は基本的に主人1、妻は0.7、労働年齢に達している子供は性別に応じて労働力として計算されるが、その評価は組の協議によるか社の指定によるものである。牛と駱駝も各々1戸ごとに配分されているが、馬は4人の単身者によって担当されている。彼らの食糧は社から配給されるが、牛と駱駝は遊牧民の家に分担して住み込む形をとって食事を作ってもらうことになっている。両組はそれぞれ独立したアウルとして、従来のアウルの生活と生産についての協力機能を所属組のなかで果たすが、やはりこの場合も経営管理機能は合作社当局あるいは組長が引き受けることになる。

表3 合作社の遊牧部門における家畜の群編成と労働力の配置

項目		家畜群頭数	世話戸数	労働力数
第一 小組	綿羊第1群	150頭(分娩群)	1	2.5
	綿羊第2群	140頭(同上)	1	3.5
	綿羊第3群	145頭(同上)	1	2.5
	綿羊第4群	192頭(雄群)	1	2.0
	山羊の群	273頭(197頭分娩予定)	1	3.0
第二 小組	牛一群	129頭(不明)	1	3.5
	駱駝一群	17頭(不明)	1	1.5
	馬一群	59頭(33頭分娩予定)	共同労働で行う	4.0

(資料) 資料は当時の工作隊員の記録により、聞き取りで作成した。

註1) メンバーは表1の第3と11番の遊牧者である。具体的に甫尔加甫・黒河功「中国遊牧経営の展開過程に関する研究(1)」【農経論叢】(第50集), 1994年2月, pp.147の表6の第3と11番の牧1である。

各部門の労働者はそれぞれの組長の管理において共同作業を行うが、互助組時代のように部門間の密接な協力関係はなく、各部門は分断されている。畜牧業部門の7戸が管理する社員の全家畜の放牧管理は畜牧業部門の管理によるものである。所有者の指図は通用しない。さらに社の統一管理のもとでは、労働力の合理的配置を行うために、副業部門と農業部門の労働力は農閑期において部門間で調整することがよくあった。例えば、副業部門と農業部門は農閑期において余剰労働力を組織して、採草地の草刈、家畜の畜舎建設、運搬など、かつてアウルが分担していた作業を引き受けている。これは従来のアウル機能を一部受託させたことを意味する。このように、畜牧業部門の従事者規模を縮小させた上で、アウルは従来の機能の一部を他部門または上層部に移して、生活と放牧作業のみの単純な組織へと変遷していった。

2) 各部門における労働評価

この合作社は農業部門と副業部門にそれぞれ「死分活評」と「按件計工」という労働力の評価方法を実施した。そして遊牧部門に「死分死記」という労働力評価方法を採用した。「死分活評」というのは、各労働者の受け取るべき労働報酬の基準点数を固定しておいて、その仕事の完成具合によって評価し直して計算する方法である。例えばこの畜牧業合作社は各季節における労働者の1日の労働によって受け取るべき固定(死分)労働点数を春8点、夏7点、秋10点と定めた上で、労働者1日の作業の完成具合を夜の社員大会におい

て、労働者が実施した作業の軽重、繁簡、技術要求度の高低に基づいて評価(活評)し、その報酬の固定点数を基にそこから加減するのである。しかし加減する明確な基準なく、同時に各人がもつ労働者としての資質や生産手段のもつ条件が同質でないで、その評価における調整には大きな困難を伴った。

これに対して畜牧業部門の「死分死記」というのは、これは季節ごとの放牧労働点数をあらかじめ評価固定(死分)しておいて、一日の仕事が終わると、そのまま記帳(死記)しておくことである。このように組織された畜牧業組の放牧管理と労働点数を示したのが表4である。

各季節における家畜の放牧期間、作業要求内容についての労働点数はそれぞれ固定されている。家畜群を担当している遊牧民はそれぞれの家畜を放牧させるだけではなく、营地から营地への移動の場合には一体となってすばやく協力しなければならないし、春の家畜分娩の場合にも協力体制が必要である。これらの作業について労働点数は与えられない。しかしその代わりに家畜の乳を遊牧民同志でわけあうことが許される。作業要求内容は主として、病死以外の死亡、例えば事故死、行方不明の家畜、野獣にやられた家畜、毛刈や去勢作業中に死亡した家畜については放牧技術によるミスと認められ、表中にあるように一定頭数以下に止めることが定められている。

各季節における労働点数(駱駝は合計点数)は固定されているから、作業要求通りに仕事が完成されたとすれば、表3に認められている1戸の労

表4 各季節における家畜の放牧管理と労働点数

季節	家畜群	放牧期間	作業要求内容	労働点数
春季放牧	第1群150頭(雌)	3月1日－5月15日	3頭以内の損失	8点
	第2群140頭(雌)	同上	同上	8点
	第3群145頭(雌)	同上	同上	8点
	第4群231頭(雄・雌)	同上	同上	8点
	山羊273頭(雌・雄)	同上	2頭以内の損失	8点
	牛129頭	同上	1頭以内の損失	5点
	駱駝17頭	同上	損失0	5点
	馬59頭	同上	1頭以内の損失	16点
夏秋放牧	第1群150頭(雌)	5月15日－11月15日	4頭以内の損失	7点
	第2群140頭(雌)	同上	同上	7点
	第3群145頭(雌)	同上	同上	7点
	第4群231頭(雄・雌)	同上	同上	6点
	山羊273頭(雌・雄)	同上	0	5点
	牛129頭	同上	0	5点
	駱駝17頭	同上	0	合計300点
	馬59頭	5月15日－9月1日	0	6点
冬季放牧	第1群150頭(雌)	11月15日－3月1日	10頭以内の損失	6点
	第2群140頭(雌)	同上	同上	6点
	第3群145頭(雌)	同上	同上	6点
	第4群231頭(雄・雌)	同上	同上	5点
	山羊273頭(雌・雄)	同上	5頭以内の損失	5点
	牛129頭	同上	1頭以内の損失	4点
	駱駝17頭	同上	0	合計200点
	馬59頭	9月1日－3月1日	0	7点

(資料) 表3と同じ。

註1) 労働点数は一労働力の一日の基準作業量、つまり一定の条件のもとで一日に成し遂げる仕事の量と質を保證した時の点数である、夜間監視は0.7労働力として計算される。

働点数に掛けられて1日の家族労働点数が決まる。年間の1家族の労働点数は次のように決められる、群を担当する家族の労働力数×固定労働点数×各季節における放牧日数である。このような労働点数をうるための作業内容は、放牧、毛刈、薬浴、家畜去勢、子畜の訓練と多岐にわたり、家畜の規模によってはその作業が厳しくなる重労働である。したがって家族単独ではできない作業場面が多く発生し、やはりアウルとして協力して移動しなければならないのである。結果として、表3に示されている2つの組は遊牧部門の所轄にある行政上の小規模生産単位ではあるが、生活と生産機能を連結させた従来のアウルと変わりのない協同関係を保ってきた。

3) 合作社組織運営における問題点

このような合作社制下における経営管理には多くの問題が発生してきたが、それらの問題は以下2つの場面に集約される。

その第1は、社員の家畜や生産資材の入社と所有との矛盾である。これを「私有公用」の矛盾とっておく。つまり社員間、社員と社との対立と不信感である。家畜が統一されて専門放牧者によって放牧管理されても、農耕地帯に定住して農業に従事するかつての遊牧民も同じく自分自身の家畜を識別できるため、農業地帯に住んでいる遊牧民は、自分の家畜が病死あるいはその他の事故によって損失を被った場合の大半について疑問に思う。しかし農業地帯にいる農従者は常に自分の目で確かめているわけではないので、定住と遊牧民の間には不信感が生じる。

また、遊牧民の家畜死亡を最低限に抑えるために、社当局は遊牧者に対しては損失頭数をできるだけ少なく設定しようとする。しかし家畜の死亡には病死以外の死亡についても実際には放牧技術的にもやむえない場合が多々あり、一概に放牧技術の責任とされてしまうことには遊牧民も納得がいかない。したがって遊牧民と社との間にも対立と不信感が生まれてきた。

その第2は、労働点数の評価問題から生まれる社員間、社と社員間の対立と不信感である。農業部門と畜牧業部門の社員の点数を比べると、畜牧業部門の1戸当たり年間点数は実働日数で計算すれば約600点あるのに、農業部門のそれは200点しかないのである。これは農業部門についても春期および秋期の重労働という側面があるにもかかわらず、社は点数を低めに評価していると農業部門の社員に受けとめられ、反対にその点数を引き上げると遊牧民の不満を引き起こすことにもなる。なぜならば、農作業は季節による労働繁忙性があり、周年1日も欠かさずに遊牧に従事する畜牧部門よりも実労働日数では少ない農業部門に高い労働点数を与えることは不公平であると考えからである。

さらに、入社させた土地・農具・役畜・労働力のもつ機能条件は複雑であり、これに対する社の労働評価やリース代は所有者の評価とは往々にして異なるものである。農業部門における「死分活評」の方法で客観的基準をうる唯一の場面が夜の社員相互による労働評価の検討会であるが、労働基準に達しても達していない場合も、個人収入に直接影響するので、その評価をめぐる客観的判断をうることは困難な状況に陥ってしまいがちであった。

このような「死分活評」による方法は、とくにアウルの場合はその適用は非常に難しいものとなる。というのは労働評価に互いに不満があったとすれば、協力関係にたちどころに影響を及ぼし、ひいてはアウルの崩壊を生じさせ、仮に行動を共にしたとしても、形式上のものになってしまう。このことは社当局でも当初から自覚して「死分死記」という評価方法をとったといえる。

以上の問題は特定社内のみではなく全国的にも生じし、また近隣の社の労働評価のあり方に対し

ても相互に影響を及ぼし始め、共通の課題として、このような労働評価問題および所有・利用問題を抜本的に解消するような組織再編が改めて必要とされてきたのである。いわば広く新しい生産関係のあり方が求められたといえるが、それを政府当局は、生産組織のさらなる強化の方向において求め、このような矛盾を抱えた合作社組織体制から人民公社組織体制の構想へと展開することになったのである。

4. む す び

以上の考察によって明らかにされた結果は以下のとおりである。

アウルから互助組への改組の過程では、農業部門と遊牧部門を専門分化させることによって、むしろ相互補完関係が生じ生産性向上が図れるという論理が前提とされていた。しかし実際には、アウルと互助組の両組織の機能発揮の場面において根本的な違いが存在することを確認してきた。互助組における3原則は従来のアウル組織における原則と内容的に同じものではあるが、互助組の組織編成の特徴は、固定的な小範囲において異種要素も含めて機械的に機能させることを前提にしているのに対して、アウルのそれは一定規模の範囲の中で、場合によっては組織間共同によって機能するものであり、したがってアウル組織のもつ諸機能の全体的統率管理を前提としなければならないということである。このような矛盾は、互助組再編における前提条件であった労働の価値評価という組織運営の根幹にかかって表面化したのであるが、やがて組織強化による矛盾の回避という論理によって互助組は合作社へと改組され、アウルのもつ諸機能も新たな生産関係の下で、機能分散という矛盾をはらみながら変容していったのである。

筆者らは従来より、アウル生産組織は遊牧生産の継続性を実現するための必要不可欠な前提条件であることを主張してきた。そのような仮説は本稿においても実証されているとみることができる。すなわち、従来よりアウル組織に内包され有機的機能発揮に不可欠な経営管理機能が取り上げられても、遊牧民組織は分解するのではなく、矮小化はしても、遊牧生産技術の時間的・空間的な紐帯

性から依然として生産と生活を共にしながら、生産小組を組んで放牧管理を行わなければならないという点であり、それを家畜の群編成と労働力配置という事実から具体的に確認することができるからである。その後、人民公社化というさらなるダイナミックな組織化が展開するのであるが、アウルの存在は決して消えることはなかった。ここからアウルの存在が遊牧業に必然的なものとみることができるのである。

本稿で指摘した合作社組織における矛盾の場面、すなわち①労働評価の問題、②「私有公用」の問題によって、アウル機能を必須とする遊牧業を担当する社員も矛盾をかかえることになった。Live-stock という文字どおり生きた資産を、対象とした春夏秋冬の周年において不断の放牧管理作業を継続するという労働に対しての、主として農耕部門からの量的・質的過小評価の恐れ。そして、そのことと関連して、自然災害が家畜生産に及ぼすリスクの大きさの認識の欠除からくる、資産（家畜）運用管理に対する不信任と、リスク管理責任の所在不明問題である。

このような合作社組織の部門編成、所有と利用関係、および管理運営の責任体制における変則性にもかかわらず、自助的裁量によるアウル組織を組んで畜牧生産部門を担当してきた遊牧民も、一定範囲の管理運営機能すなわち経営権を有しなければ、アウル機能の有機的な統合による合理的な畜牧生産の展開はなしえず、その畜牧部門の成果は停滞的に推移したといえよう。

（註）

- （註1）甫尔加甫・黒河功「中国遊牧経営の展開過程に関する研究（1）」『農経論叢』第50集，1994年，p. 148-149。
 （註2）同上，p. 131。
 （註3）生活と生産をともにして、時間と場所を異にする営地間に遊牧民どうしの集団で移動し、そこで生活と生産の両機能を発揮していることを意味するところの移動をさす。
 （註4）中共中央「農業互助合作に関する決議（草案）」，1951年12月。

- （註5）註1のp. 145を参照。
 （註6）註1のp. 149を参照。
 （註7）中共新疆ウイグル自治区編「新疆牧区社会」，1988年1月，p. 52-55における遊牧地帯工作隊員の行った「遊牧民実態調査」に明らかにされているところによれば、50年代当時の遊牧民の半分以上が、遊牧民1戸当たりにおいて収支赤字を算定している。
 （註8）新疆社会科学院経済研究所編『新疆畜牧业經濟調査』，1978-1982年，p. 12-13。
 （註9）比較的貧困のアウルから裕福のアウル間の労働力交換だけではなく、経済的に危機に直面しているアウルをいくつかの裕福のアウルに再編してしまう場合であり、地域内と地域を超えるという両方のやり方が存在していたと、1994年春と秋の現地調査においてフーユン県畜牧局局长の指摘するところである。
 （註10）中共新疆ウイグル自治区党委農村工作部「試弁三個畜牧业生產合作社的經驗」，1955年11月12日。
 （註11）註7のp. 362-362。

引用・参考文献

- [1] 新疆ウイグル自治区畜牧庁「畜牧区画」，新疆人民出版社，1985年。
 [2] 楊廷端編「遊牧の苦難」「遊牧論」（中国全国畜牧經濟検討会資料），1992年。
 [3] 新疆畜牧經濟学会編「新疆畜牧业」第1-6号，1991年。
 [4] 新疆社会科学院經濟研究所編「新疆少数民族經濟調査研究書」新疆新華印刷，1984年。
 [5] アルタイ地区農業經濟会編「アルタイ地区農村合作經濟と改革成果」アルタイ地区第2中学校印刷，1989年。
 [6] 新疆ウイグル自治区概況編集組編「新疆ウイグル自治区概況」新疆人民出版社，1985年。
 [7] 新疆畜牧經濟研究会編「新疆畜牧业經濟調査と論述」新疆新華印刷，1985年。
 [8] 中共新疆ウイグル自治区委員会農村工作部編「新疆牧区社会」農村読物出版社，1985年。
 [9] 七戸長生編「周年的継続調査による中国乾燥地域の典型的畜牧經營の実態把握のための共同調査」平成2年度科学研究費補助金（国際學術研究共同研究）研究成果報告書，1991年。
 [10] 七戸長生編，同上研究成果報告書，1992年。
 [11] 甫尔加甫・黒河功「中国遊牧経営の展開過程に関する研究（1）」『農経論叢』第50集，1994年。
 [12] 新疆少数民族研究会編「牧区政策文献集」新疆社会科学院經濟研究所，1985年7月。